

三重県公報

令和7年10月14日 (火)

第 660 号

每週火 · 金曜日発行

		目 次		
(番号)	(題	名)	(担当)	(頁)
	告 示			
665	令和7年度プラスチック資業に係る調査の実施	原循環に向けた需給分析及び分別回収体制検討事	(資源循環推進課)	2
666	大規模小売店舗立地法の規	紀定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービ ス産業振興課)	2
	公告			
	公共測量を実施する旨の通		(公共用地課)	4
	公共測量が終了した旨の通	知	(同)	4
	同件		(同)	4
	開発行為に関する工事の気	et.	(建築開発課)	4
	特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨		(税務企画課)	5

告 示

三重県告示第 665 号

令和7年度プラスチック資源循環に向けた需給分析及び分別回収体制検討事業に係る調査を次のとおり実施します。

令和7年10月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

県内における再生プラスチック材の需給実態を把握し、課題抽出を行うとともに、需要に応じた再生プラスチック材を確保するため、排出事業者とリサイクラーの両者にとって効率的な分別回収体制を検討することを目的とします。

2 調査の期間

令和7年10月17日から同月31日まで

3 調査の対象者

日本標準産業分類の大分類に定める対象産業(ただし、「漁業」、「金融業、保険業」及び「公務(他に分類されるものを除く)」を除きます。)のうち、県内の①再生プラスチック材の利用が見込まれる事業者、②産業廃棄物処理業者(中間処分)又は③プラスチック使用製品産業廃棄物を 250 t /年以上排出する事業者に該当する事業所から抽出した 950 事業所

4 調査の方法

郵送等及びオンライン調査

- 5 調査の主な内容
- (1) 再生プラスチック材の利用状況について
- (2) 再生プラスチック材の供給状況について
- (3) 使用済みプラスチックの排出及び売却状況について

三重県告示第666号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により下記の大規模 小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年10月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ津白山店

津市白山町川口 1930番3 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年5月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1, 297 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	60 台	縦覧による
合 計	60 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位 置
荷さばき施設	18 m²	縦覧による
合 計	18 m²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位 置
廃棄物保管施設	6. 19 m³	縦覧による
合 計	6. 19 m³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
駐車場	午前8時30分から翌午前0時30分まで	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	1 箇所	縦覧による
合 計	1 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和7年9月19日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年10月14日から令和8年2月16日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和7年10月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和7年9月30日から同年12月16日まで

3 作業地域

松阪市嬉野宮古町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年9月29日に終了した旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和7年10月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

伊賀市柘植町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年9月26日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和7年10月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

津市稲葉町

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年10月14日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 10月1日	員弁郡東員町大字鳥取字壱本杉 721-8 ほか2筆	員弁郡東員町大字鳥取 996 西村 義孝
令和7年 10月1日	員弁郡東員町大字南大社字北申畑 1241-2	いなべ市員弁町笠田新田 493-1 ジェルメ 86VI 太田 泰嗣 いなべ市員弁町笠田新田 493-1 ジェルメ 86VI 太田 沙佑里
令和7年 10月2日	伊勢市磯町字ママ田 1471 ほか2 筆	伊勢市磯町 1831-1 アンジューVII101 株式会社アンジュー 代表取締役 荒木 孝行 伊勢市磯町 1847 荒木 孝行
令和7年 10月2日	三重郡菰野町大字菰野字中島 3379 ほか2 筆	三重郡菰野町大字菰野 8941 ヴィラ・リビ エール 105 長田 龍之介 三重郡菰野町大字菰野 8941 ヴィラ・リビ エール 105 長田 そよか

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和7年10月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称 自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封緘等業務委託

2 担 当 部 局 津市広明町13番地

三重県総務部税務企画課

3 落札者決定日 令和7年9月24日

4 落 札 者 三重県四日市市安島1丁目5-10 KOSCO四日市西浦ビル6B

サンメッセ株式会社三重営業所 所長 水上 大雄

5 落 札 金 額 入札価格 84,000,000円

契約金額 92,400,000 円

6 决 定 手 続 一般競争入札

7 入札公告日 令和7年7月29日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/